

津市農用地流動化促進事業奨励金交付要綱

平成18年1月1日訓第50号

改正 平成20年5月8日訓第41号
平成23年1月31日訓第3号
平成23年6月21日訓第35号
平成26年7月31日訓第56号
令和2年3月31日訓第32号
令和6年3月29日訓第59号

(趣旨)

第1条 この要綱は、農用地の効率的な利用を促し、効率かつ安定的な農業経営者を育成するとともに、耕作放棄地の解消を図るため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき奨励金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の奨励金は、「農用地流動化促進事業奨励金」（以下「奨励金」という。）と称する。

(交付の対象)

第3条 奨励金は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。以下「改正法」という。）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「旧基盤強化法」という。）第18条第1項の規定により定められた農用地利用集積計画（以下「農用地利用集積計画」という。）に基づき、農用地について次の各号のいずれにも該当する利用権（農業上の利用を目的とする賃借権及び使用貸借による権利に限る。以下同じ。）の設定を受ける者で農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定により本市において農業経営改善計画の認可を受けた認定農業者、法第14条の4第1項の規定により本市において青年等就農計画の認可を受けた認定就農者又は特定農業団体（以下「交付対象者」という。）に対して、これを交付するものとする。

- (1) 農用地利用集積計画に基づく賃借権又は使用貸借（3親等以内の親族間における使用貸借を除く。）による権利を設定されたことのない農用地に新規の利用権設定であること。
- (2) 設定期間が5年以上の利用権の設定であること。
- (3) 本市の農用地利用集積計画において、利用権の設定に係る農用地（以下「交付対象農用地」という。）が定められ、旧基盤強化法第19条（改正法附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合に限る。以下同じ。）の規定により公告された利用権の設定であること。

（奨励金の額）

第4条 奨励金の額は、交付対象農用地の面積に、農用地の区分及び地目に応じ別表に定める額を乗じて算出し、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

2 奨励金の額は、交付対象者別に、交付対象農用地1筆（10平方メートル未満の端数は、これを切り捨てる。）ごとに前項の規定により算出した額の合計額とする。

（交付申請の期限）

第5条 規則第3条第1項の別に定める期日とは、旧基盤強化法第19条の規定により本市が行う交付対象農用地に係る農用地利用集積計画の公告の日から起算して1月を経過した日とする。

（交付決定の取消し等）

第6条 市長は、奨励金の交付の対象となった農用地に係る利用権の設定が設定期間満了前に解除されたときは、その期間に応じて当該奨励金の一部の返還を命ずるものとする。ただし、災害等の不可抗力により利用権の設定が解除された場合は、この限りでない。

（添付書類）

第7条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類とは、次に掲げる書類とする。

- (1) 交付対象農用地に係る利用権設定書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓の規定は、平成18年4月1日以後の申請に係る奨励金について適用し、同日前の申請に係る奨励金については、なお合併前の津市集落内等農用地流動化促進事業助成金交付要綱（平成11年津市訓第43号）、一志町農地流動化奨励金交付要綱（平成15年一志町告示第11号）又は美杉村農地流動化奨励金交付要綱（昭和63年美杉村要綱第5号）の例による。

附 則（平成20年5月8日訓第41号）

- 1 この訓は、平成20年5月12日から施行する。

- 2 改正後の津市農用地流動化促進事業奨励金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る奨励金について適用し、施行日前の申請に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則（平成23年1月31日訓第3号）

この訓は、平成23年2月1日から施行する。

附 則（平成23年6月21日訓第35号）

この訓は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成26年7月31日訓第56号）

この訓は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓第32号）

- 1 この訓は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 改正後の津市農用地流動化促進事業奨励金交付要綱の規定は、令和2年6月1日以後に利用権の設定を受けた者について適用し、同日前に利用権の設定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月29日訓第59号）

- 1 この訓は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 改正後の津市農用地流動化促進事業奨励金交付要綱の規定は、令和6年6月1日以後に利用権の設定を受けた者について適用し、同日前に利用権の設定を受けた者については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

| 農用地の区分 | 地目 | 10アール当たりの奨励金の額 |
|----------------|----|----------------|
| 美杉地区内の農用地 | 田 | 20,000円 |
| | 畠 | 30,000円 |
| 美杉地区以外の区域内の農用地 | 田 | 10,000円 |
| | 畠 | 20,000円 |